

## 第3期（令和3年度～令和5年度） 日進市地域包括ケア検討会議について

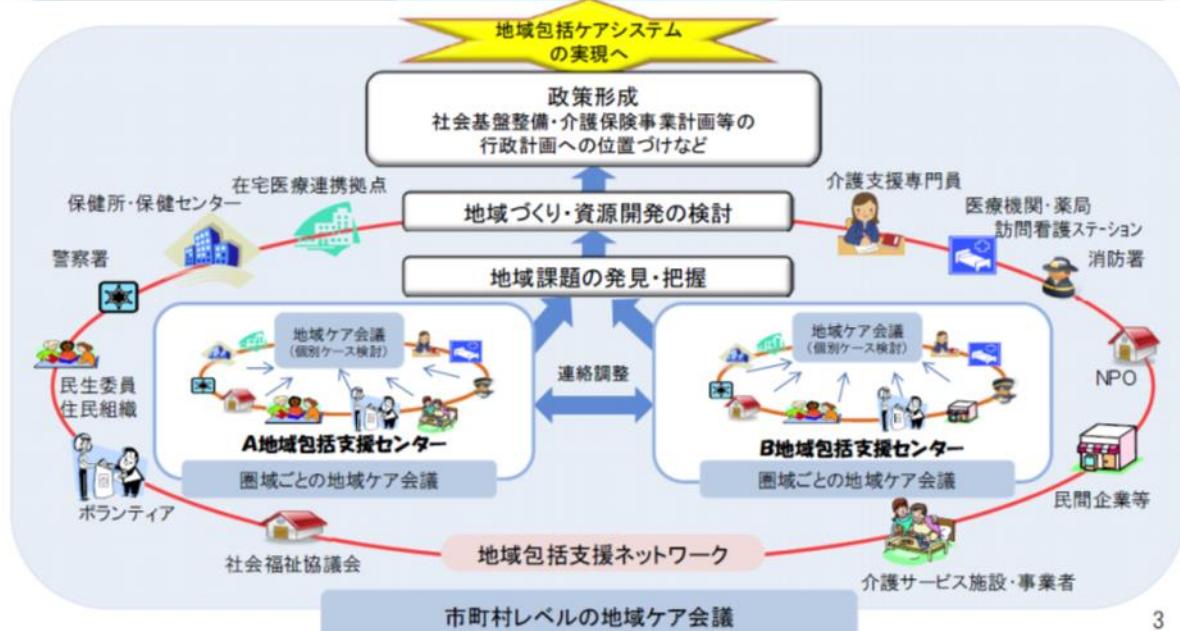
### 1 位置づけ

- 地域包括ケアシステムの実現に向け、介護保険法等に基づき、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員等により構成される会議（＝地域ケア会議）。
- 地域ケア会議は、次の2つの会議で構成される。

個別地域ケア会議	個別ケースの検討から地域課題の発見までを担う。
地域包括ケア検討会議	発見された地域課題を解決するために地域づくり・資源開発の検討や政策形成を担う。

### 「地域ケア会議」を活用した個別課題解決から地域包括ケアシステム実現までのイメージ

- 地域包括支援センター（又は市町村）は、多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの地域ケア会議を開催するとともに、必要に応じて、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するための地域ケア会議を開催する。
- 市町村は、地域包括支援センター等で把握された有効な支援方法を普遍化し、地域課題を解決していくために、代表者レベルの地域ケア会議を開催する。ここでは、需要に見合ったサービス資源の開発を行うとともに、保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等によるネットワークを連結させて、地域包括ケアの社会基盤整備を行う。
- 市町村は、これらを社会資源として介護保険事業計画に位置づけ、FOCAサイクルによって地域包括ケアシステムの実現へつなげる。



## 介護保険法

(会議)

第百十五条の四十八 市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体(以下この条において「関係者等」という。)により構成される会議(以下この条において「会議」という。)を置くように努めなければならない。

2 以下略

## 日進市地域ケア会議設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の48に基づき、法第115条の45第2項第3号に掲げる事業の効果的な実施のために、関係機関との連絡調整を行う日進市地域ケア会議(以下「地域ケア会議」という。)を設置する。

(組織)

第3条 地域ケア会議は、要支援高齢者を支援する関係機関等の代表者による地域包括ケア検討会議及び実務者で構成される個別地域ケア会議で構成する。

## 2 目的

○包括的・継続的ケアマネジメント事業の効果的な実施のため。

### 【包括的ケアマネジメントとは】

高齢者の健康、身体機能、認知機能、住居環境等における多様な課題に合わせて地域におけるさまざまな社会資源を活用していくこと

### 【継続的ケアマネジメントとは】

高齢者の心身の状態や生活環境等の変化に応じて、切れ目なく適切な支援やサービスにつなげていくこと

### 3 機能

○日進市地域包括ケア検討会議では、地域ケア会議の5つの機能のうち、主に、③地域課題の発見、④地域づくり・資源開発、⑤政策の形成 を担う。

※①個別課題の解決、②地域包括支援ネットワークの構築、③地域課題の発見は、個別地域ケア会議が担う。

#### 【地域ケア会議の5つの機能】

①個別課題の解決	多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能
②地域包括支援ネットワークの構築	高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する機能
③地域課題の発見	個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能
④地域づくり・資源開発	インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能
⑤政策の形成	地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく機能

### 4 所掌事項

#### 介護保険法

(会議)

第百十五条の四十八 略

2 会議は、厚生労働省令で定めるところにより、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下この項において「支援対象被保険者」という。)への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

#### 日進市地域ケア会議設置要綱

(所掌事務)

第2条 地域ケア会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 高齢者の課題解決及び個別支援を的確に実施するため、多職種が共同して個別ケースの支援内容を検討すること。

- (2) 地域の在宅介護に関する情報交換及び検討を行うとともに、高齢者の実態把握や課題解決のための地域支援ネットワークの構築をすすめること。
- (3) 地域課題の把握及び課題検討すること。

※生活支援体制整備事業にすること及び在宅医療・介護連携推進事業にすることについては、それぞれの検討部会において集中的に議論する。

日進市地域ケア会議の運営に関する要領

(部会)

第3条 要綱第3条に規定する地域包括ケア検討会議に次に掲げる部会を置く。

- (1) 生活支援体制整備に関する検討部会  
(2) 在宅医療・介護連携に関する検討部会

## 5 第3期の検討事項（予定）

### （1）日進市における地域包括ケアシステムの構築に関する検証

○全国統一の指標等を用いて現状についての検証を行う。

### （2）個別地域ケア会議から抽出される地域課題の検討

○各地域包括支援センターで開催された個別地域ケア会議での検討結果から、各地域及び日進市全体の地域課題と考えられる事項を抽出する。

○抽出された地域課題を解決するための政策等について検討する。

### （3）個別地域ケア会議の充実に向けた検討

○令和3年度も地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心に、自由参加型地域ケア会議を定例的に開催予定。

- ・第1回（6月23日） リハビリ専門職との交流会と同時開催
- ・第2回（8月25日）
- ・第3回（12月23日）
- ・第4回（2月25日）

○個別地域ケア会議の充実に向けて必要な事項について検討する。